第3回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時: H29.11.28(火)13:30 - 13:47 場所:議事堂6 F601特別委員会室

出席者:議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員

(10名)

事務局 稲垣企画法務課長、長﨑法務監、服部班長

資料:第3回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議 事項書

<議事概要>

委 員:ただ今から、第3回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を開催する。前回10月30日の会議では、 平成24年度に議会基本条例を見直した際のプロジェクト会議における検討結果資料を配付した。その上で、議会基本条例の改正を出発点に各会派での検討をお願いした。まず各会派のご検討結果を伺いたい。 新政みえ、お願いする。

委員:会派総会で議論した。議会基本条例そのものの具体的な見直しの意見は出なかった。今ある条例が活用できているかどうかの意見がでた。例えば、政策討論会議も設置ができることになっており19年と27年に設置しているが、最近はどうなのか。あるいは、委員会討議の充実についても、前々からいろんな会議で意見は出ているが今本当に充実できているのか改めて考え直す必要があるのではないかといった意見が出た。以上である。

委員:自民党、お願いする。

委員:前回のプロジェクトで積み残しになったものがあり、具体的には優先検討項目の中で反問権のこと、それから議会と知事との協議の場の設定のこと、議決権限に関する重要な政策課題のことについて議会が住民投票を実施する、この3つのことについて検討したらどうかという意見もあったが、さまざまな議論をしていく中で、今基本条例で制定されていない中に、広域的な甚大な災害が発災したときの議会としての危機管理対応のあり方、そのことについて検討するべきではないか

といった意見が出た。予算決算常任委員会理事会で福島県議会に行か せていただいたが、福島県議会では東日本大震災発災後に議会版の災 害対策本部を超法規的に設置させた話しを聞かせていただいた。後、 熊本地震が発災した熊本県議会では個人的に行って聞かせてもらった が、議会としてそれぞれの被災地意見を集約し、一本化して執行部の 方へ出す仕組みを超法規的に作ってきたという経験を聞くと、三重県 議会では震度5強以上であったときに議会事務局へそれぞれの議員が 無事であることを伝えなければいけない訓練もしているが、それだけ で足りるのかという意見が出た。例えば、議長は自分の選挙区にいる べきなのか無理をしてでも議会棟の方へ出てこないといけないのか、 細かなところも何らかの検討していくべきではないかと。ただ、議会 基本条例そのものにそんな細かなことを書けるわけがないので、そう いう危機管理条項を新たに議会基本条例の中に設けて、このプロジェ クトも3月までという期限があるので、その条項の改正だけ見届けて、 後の細かなところは別の場面で進めていったらどうかというところの 議論が出た。ということで、先ほど申し上げた前回の積み残しをやる べきという意見もあったが、今まずやるべきことは危機管理条項的な ことを盛り込むべきという意見で、うちの会派はまとまった。

委員:公明党、お願いする。

委員:この検討プロジェクト会議に入るにあたり、政務活動費の支給に関する見直しの議論をしていきたい思いがあったが、さまざまなスケジュールの状況もある中で、会派に持ち帰り協議をさせていただき、先ほどの新政みえと同様に見直しありきではなくて、現状が活用できているかどうかといったところを確認しながら、議会基本条例に関してしっかりと検討していくというところでまとめさせていただいた。以上である。

委 員:日本共産党、お願いする。

委員:条文の一つ一つについては完成度の高いものと読み取っている。先ほども新政みえから出されたように、それぞれが今の議会運営の中で生かされているかどうか、叶っているかどうかについては確認をそれぞれについてしていくことが必要だと思っている。特に挙げるならば、7条の議会の説明責任、19条の広聴広報機能の充実における広聴広

報のあり方をもっと強めるべきではないかという意見をもっているのとともに、17条による政務活動費については、今政務活動費の支払い方については別のプロジェクトで議論しているが、政務活動費自体のあり方ということから、前から言っている海外政務活動のことについての三重県議会としての考え方を明らかにすべきではないか。3つ目最後、県民の議会への参画の確保ということで調べると、前回も請願書の意見陳述の機会の保障ということでいろいろと研究されていると思うので、そこのところも再度深めて広げていくことも必要と特に思っている。

委員:能動、お願いする。

委員:三重県議会基本条例が数年前に1回見直されて現状としてこれでいいのかどうかを本来は見直すべきだと思っているが、3月までということもあるのでそのへんのところが現状に合っているのかという形の中でどこか直した方がいいのがあれば直せばいいし、そのままでいいというのであれば残しておいてもいいと思う。同時にその間に他府県でもいろんなものが出てきている。それについても、今加えるべきなのか、加えなくてもいいのかというところはしたらどうかと思っている。以上である。

委員:大志、お願いする。

委員:前回も申し上げたと思うが議員の身分に関わる部分、政務活動費、先ほどから出ている政務活動費の問題であったり、今時期的にどうかと思う部分はあるが議員定数の問題であるとか、報酬の問題であるとか、こういった部分は何かことが起こる度にその都度議論をして、その都度対応するというのはいかにも場当たりの対応をしている感じがするので、そうではなくて一定の考え方をしっかりと一度まとめた方がいいと思っている。ただ、時間的な制約の中で幅広にいろんなことを議論していくのはなかなか難しいというのが正直感じており、ある程度、課題となるところをしっかりと挙げておいてその上で今回はこれをやるといって絞り込みをした方がいいと思う。以上である。

委員: 各会派からご意見を伺ったが、何かご質問やご意見などがあれば、ご 発言をお願いする。 委員:議会と知事の協議の場の常設の話は、野呂知事のときに、知事の方か ら常設でという話があったが、そこに至るまではないということで必要 があれば、その都度設置をするという話に確かなったと記憶している。 それから災害時の議会のあり方だが、もし大規模災害が起きて災害対策 本部が設置されたときに、災害対策本部の中に議会の位置付けがない。 だから、執行部の方が中心になってやるのは当然ではあるが、議会とし ての災害時の役割というものが全く明確になっていないというのが1 つ。もう1つがそれぞれの議員がそれぞれの自分の選挙区や地域で多く の被災者の方からさまざまな声を聞いて、それが個別に災害対策本部に 伝えられると災害対策本部としても全くそれに対応できないから、議会 としてまとめ上げて伝える仕組みを作っていくべきではないかと前か ら他県の話しを聞くとそういう指摘があるので、少し考えていくのがい いという感じがしている。それから今の議会基本条例に既に書かれてい ることで、あまり生かされていないこと、例えば、公聴会や、12条か ら14条にかけてのさまざまな検討会、附属機関、専門の機関等の設置 がここのところ全くない、検討会はあるがあまり機能していないという ことで、もう少し活用していくことを考えたらどうかと思う。反問権の 話、これは積み残しだが今までも議論があったが反問権。敢えてそこま で踏み込む必要があるのかという議論があって、そのままになっている。 この際、反問権だとか反論権だとかしっかりと議論していくのもいいと 思う。以上である。

委 員:他にあるか。

委員:私どもも基本的には今ある基本条例が機能しているのか、生かされているのかということの点検も必要だということは議論としてあった。その中で限られた時間の中で絞って前回の見直し検討会で積み残しになったものとの意見も出たが、例えば、反問権のこともやりだしたらかなり時間かかると思うし、それから協議の場の設定については委員が言ったとおり、前回も常設を求められ必要に応じてやったらいいという結論になっているので、我々としてもそういうところへ深入りしていくよりは、1つ問題認識として危機が発災したときにどう議会として対応するべきかというところを基本条例の中に何も書かれてないというのはおかしいということで、その条項をまずこのプロジェクトで作って、個別具体的な話はまた別の機会を設けて別のメンバーでもい

いので、別の形で議論を進めていったらどうかという意見である。だから、私個人の意見だが、新政みえや公明党や日本共産党、能動が言うように現行条例がどこまで活用できているのかという点検、これもしつつ、できたら危機発災のときに議会としての立ち居振る舞いというか、基本条例に新たに設けることはできないのかというその2本立てで議論を進めていくのがいいのではないかと思ったところである。

- 委 員:他にないか。それでは今、二人から意見があったが、他に意見がないようなので、今回出た意見をベースに各会派で再度検討をいただき、次回の会議ではある程度方向性を出していきたいと思うので、それでいいか。
- 委員:宮城県や岩手県で東日本大震災の時に特別委員会を設置するにあたっても、当然本会議も開かなければならないが、議員を集めるだけでも大変だったと聞いており、議会基本条例の中にこういう場合にはこういうものが設置されるということが予め書かれておれば、改めて本会議を開くというような必要がなくなると思うので、そこらへんの仕組みはご検討いただくとありがたい。
- 委員:それでは今あった意見を事務局の方で紙に整理をして、各会派に検討 資料として提出するので、各会派でそのことについてもう少し議論を 深めていただく方向で進めていきたいと思うが、いかがか。

(「はい」の声)

委 員:それでは、そのようにする。本日予定していた議題は以上だが、ほかに何かあるか。いいか。次回のプロジェクト会議は12月21日午後2時40分に開催するということでお願いする。本日の会議はこれで終了する。

(13:47 終了)